

港区立学校施設開放運営要綱 (抄)

平成6年3月16日

5港教社体第438号

(目的)

第1条 この要綱は、港区立学校施設の開放に関する規則（平成6年港区教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、区立学校施設開放の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(学校施設開放運営委員の委嘱)

第2条 教育委員会は、次に掲げる者に、規則第4条に定める学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営委員（以下「委員」という。）を委嘱する。

- (1) 区立小・中学校長会代表 各校長会が推薦する校長各1名
- (2) PTA代表・小・中学校PTA連合会長が推薦する会長各1名
- (3) 学校職員代表 職員代表2名
- (4) スポーツ団体代表 学校施設等使用事前届出団体の承認を受けたスポーツ団体代表2名以内
- (5) 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ振興課長

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営委員会の開催)

第5条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会は、原則として年1回以上、その他必要に応じて開催する。

(検討事項)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 学校施設開放についての企画・立案
- (2) 学校施設開放についての利用計画の策定
- (3) 学校施設開放についての施設の整備
- (4) 学校施設開放についての事故防止対策の検討
- (5) 前各号のほか、学校施設開放に関し必要な事項